

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第138回定例会・会議録

日 時 平成26年12月3日(水) 18:30～21:00
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、石坂、加納、川口、桑原、佐藤、高桑、高橋(武)、
高橋(優)、竹内、武本(和)、徳永、中原、前田、吉野
以上 16名
欠席委員 三宮、武本(昌)、千原、内藤委員
以上 4名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
平田原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 井内原子力安全対策課長補佐 齊藤職員
柏崎市 内山危機管理監 関矢防災・原子力課長代理
村山主任 若月主任 樋口主査
刈羽村 山崎総務課主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長
西田リスクコミュニケーター
宮田原子力安全センター所長
室星防災安全部長
武田土木・建築担当
宗副所長
杉山地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
徳増地域共生総括 G
(本店) 伊藤立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
品田職員

◎事務局

まず最初であります、委員様だけに配布しております小さい紙で「質問・意見等お寄せください」をお配りしてあります。

次に、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第138回定例会次第」であります。それから地域の会事務局資料「委員質問・意見等」であります。

次に佐藤副会長さんから「原子力防災対策をどう地域に定着させるか」の資料でございます。

それから原子力規制庁、「地域の会第138回定例会資料」であります。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会（平成26年11月5日）以降の主な動き」であります。

次に新潟県防災局原子力安全対策課「前回定例会以降の行政の動き」になります。

次に柏崎市、第137回定例会（11月6日）受付分、「委員質問・意見等への回答」であります。同じく刈羽村、「委員質問・意見等への回答」であります。

次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所、「第138回地域の会定例会資料〔前回11/5以降の動き〕」になります。次にA3横長の資料であります。同じく東京電力株式会社「廃炉・汚染水対策の概要」であります。同じく東京電力株式会社「委員ご質問への回答」であります。一番最後であります、2014年11月号であります、ニューアトムでございます。以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

注意事項であります、携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願いいたします。また報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方はマイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第138回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願いいたします。

◎新野議長

はい、では138回の定例会を開かせていただきます。よろしくをお願いいたします。今年最後の定例会になりました。悪天候の中お集まりいただきましてありがとうございます。議事に移らせていただきます。

今日、(1)は前回からの動きでいつもどおりなんです、(2)は運営委員会では11月の定例会にも出ていましたSPEEDI(スピーディ)をぜひということで依頼をしまして、半月しかなかったものだからなかなか調整がつかなかったということで先に送らせていただきたいということでしたので、急遽今までの流れの中で組み立てをしました。そのためもありまして、オブザーバーの方には万全の体制で防災に対するこのディスカッションができていく環境にあらうかと思えます。

それと、4つに分けた防災の中の3番目にあたる位置に来ているんですが、今までいろいろな言い方をしまして、除染や賠償について、みたいな言い方もしてはいたんですが、ここにご案内のとおり、もう少し平たく解りやすく申し上げれば、あらたな課題

として見えてきた「生活再建」のような、原子力災害が起きないという前提から起きるという前提が変わったために、新たな視点ということで、こういうような対応が必要であろうということなんです。

今まで作られていない対応ですのでこれをまた回答を求むといったところで、まだきちんとオブザーバーの方にご返答をいただくような環境が整っていないだろうと思っておりますが、皆さんの気持ちの中にはこういうことがあるだろうということで、場を設定しています。ですので要望やお考えを述べていただくということで回答を求めるといにはまだ先の話になるんだらうと思っておりますので、ここに括弧書きで事務局から少し丁寧にご案内は差し上げています。

除染は本来、環境省の範疇だらうと思っておりますが、オブザーバーとしてもおいでになりませんのでそういうところのお相手がいらないということで、間接的にお伝えいただくようお願いはしますが、今日はそういうことですのでできるだけ要望や、こういうことが実るといいなというような意見の発信の仕方をお願いをしたいと思います。

(3)は、委員がたまたま今回は分かれて見学をしていませんで、当日参加者として2名の方と、確か前田さんはメディアでおいでになりましたか。たぶん3名の方しか今年残念ながらかなり数少ない方しか現場を見ていないという状況で、あとは報道でということなので、できましたら関係各所の方たちがひと言でも感想のようなかたちで述べていただいて、そのあとはメディアさんからと仲間の3名からの報告の中から少しご意見をいただいて、次に何か伝え、参考にしていただけるような(3)になればいいなという位置付けでおりますのでよろしくお願いいたします。

では前回からの動きに移らせていただきます。東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、不適合関係ですが、公表区分のⅢが2件ございました。内容は車両からの燃料油の漏れが1件、けが人の発生が1件でございます。

それぞれ概要を添付してございますので後ほどご確認ください。

次に、発電所にかかる情報ですが、10ページをご覧ください。

11月22日の土曜日、22時8分に発生した地震後の発電所の状況についてお知らせをしております。震源は長野県の北部で柏崎市と刈羽村で震度4という地震でございましたが、この資料の一番下にありまして、発電所に異常はありませんでした。

しかしながら、この通報において不備がございました。県市村への通報連絡に不備はなかったんですが、周辺自治体への通報連絡において電子メールはお送りしてはいたんですが、FAXが未実施であったということでもあります。

原因は、FAX送信を行う役割を担っていた担当者が他の担当者の役割と勘違いしていたということでもあります。二度とこういうことが起きないように役割分担の徹底と、チェックもできなかったということなのでチェックリストの整備を行い再発防止を図ってまいります。本資料のご説明は以上です。

次に毎回ご報告をしております、資料はないんですが地質調査の状況についてです。現場作業は続いておまして、敷地内の荒浜側の立坑でありますとか刈羽村の寺尾地区のトレンチ調査地点付近のボーリングについて引き続き実施をしております。

これらを含めて全体としてはもう少し時間がかかるということですが、評価がまとまりましたら国への報告後、当会でお時間をいただいでご説明させていただければと考えております。

次に委員ご質問への回答です。前回の定例会で吉野委員から火山が噴火した場合の発電所への影響と対策ということでご質問をいただいております。

お手元にニュースアトムの11月号をお配りしております。カラーの冊子でございますがめくっていただきまして左側の下、オレンジ色の枠囲みでご質問への回答がございますのでこちらをご覧くださいと思います。

回答としては発電所周辺の火山で大きな噴火が起きた場合にも安全上重要な設備の健全性が保たれることを確認しています、ということでございます。

その下に解説ございますが、吉野委員のご心配なさっていた火山灰の関係、3段落目以降に記載させていただいておりますが、火山灰の影響も確認した結果、フィルタ交換等で安全上問題がないことを確認しているということでもあります。

続いて福島第一関係についてご報告いたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。福島状況につきましてお手元の、「廃炉・汚染水対策の概要」という大きな紙でご説明いたします。

1枚目につきましては先月と大きく変わりませんので、こちらはご説明を割愛させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「中長期ロードマップの進捗状況の概要版」こちらで先月のトピックスをご紹介したいと思います。

まず左上の「1号機原子炉建屋最上階のガレキ・ダスト状況調査」でございます。あらかじめカバーの内部に飛散防止剤を散布いたしました後に、写真にございますように屋根パネルを2枚取り外しております。この状態で上からクレーンでカメラを吊り下げまして、中の状態を調査しております。この状態で周りに設置しましたダストモニタなどの値に有意な変動はないということも確認しております。

今回、工事の着手が計画よりも若干遅れましたので、凍土遮水壁工事と作業が干渉することになりましたので、一旦屋根パネルをこの調査が終わった後に復旧いたします。近々復旧する予定にしております。凍土遮水壁工事が終わった後、3月頃から建屋カバーの本格的な解体工事に着手する予定でございます。

その下の左側「1号機原子炉建屋地下階 3D スキャン」というところでございます。原子炉建屋の地下にトラス室というのがございますけれども、こちらはまだ線量が高い状態です、人が長い間入ることができません。

したがって今回ロボットにレーザースキャン、スキャナー装置を搭載いたしまして遠隔操作でこのトラス室の中を自走させまして360度レーザースキャンを行っております。その結果の一例がここにございますけれども、＜3次元データのイメージ図＞と、白黒写真のように見えますけれども、実は一つひとつ小さな点の集まりのものでございまして、それと白黒写真を合成させた写真がこちらになります。

それぞれの点の位置情報というものがデジタルデータで取得されておりますので、この部屋の中の構造物全体をパソコンの画面上に3次元的に再現できるようになります。

今後は格納容器の補修作業などの検討にこれらのデータを活用していきたいというふうに考えております。

その右側の「4号機使用済燃料取り出し完了」でございます。4号機のプールには元々使用済の燃料と未使用の燃料が保管されていましたが、11月5日にこのうち使用済の燃料をすべて取り出しております。

写真にございますように4号機とは別の建物の中に共用プールというものがございまして、こちらにすべての使用済燃料の移送が終わっております。ですので4号機に残っているのは未使用の燃料だけになります。この未使用の燃料につきましては今月中に全てを取り出す予定としております。

次に右斜め上の「海水配管トレンチ内の汚染水除去・閉塞開始」でございます。2号機のトレンチから汚染水を取り除くために、11月25日から水中でも分離しないセメントをトレンチの中に充填するという作業を始めております。

この写真にございます縦のグレーの細い配管、この中からセメントを充填しています。充填にあたりましては、事前にトレンチの中の水が溢れ出るというようなことがないようにあらかじめトレンチの中の水を抜くなどしまして水位を下げておいて、その日に予定している量のセメントを充填するというを毎日繰り返しております。したがってセメント充填することによって汚染水がどこかへ出て行くといったことがないように地下水の水位よりも常にトレンチの中の水位を低く維持しながら作業を慎重に進めているところでございます。

福島の様子は以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎規制事務所の内藤です。よろしくお願いたします。お手元の資料ですけれども、「地域の会第138回定例会資料」ということで、規制庁のクレジットが入っているものです。資料4つ、大きく分けてありますけれども左側1カ所で綴じてあるかたちになっておりますので順番にご説明していきます。

まず最初1枚めくっていただいて、資料1、「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」ですけれども、原子力規制委員会でございますが、11月5日の定例会ですけれども、後ろに「別添1」というかたちで付けております。今申請が出てきていて適合性審査をしているプラントP、Bでございますけれども、現在の進行状況というかたちで報告がなされています。

具体的な進展がみられるというのはPで、Bのほうはまだ審査が途についたばかりですので、整理されているのはPですけれども、7ページをめくっていただきまして、下のところ「7」という数字のところを見ていただくと、現在PWRでどこが課題として残っているのかをまとめたものを委員会に報告がなされている状況です。

次の週の11月12日の定例会でございますが、ここでは関西電力の高浜原子力発電所1号機でございますけれども、これは高経年化技術評価を行ってきていますが、これについて冷温停止状態の維持を前提としたことについて、その申請の審査内容を報告をして認可を行うということが委員会で決定をされています。

その下にありますのが、九州電力の川内1、2号機の設置変更許可でございますけれども、これは9月に変更許可を出しておりますが、それに対して法令手続きに基づく行政不服審査法の規定に基づいて異議申し立てが成されております。これについて、要件確認等を行った上で異議申し立ての審理その他の手続きを行っていくことが決定をされています。

11月19日でございますが、高浜の3、4号が次に審査書ができるのではないかとということで報道等でも言われておりますけれども、審査書をまだ作っている最中でございますが、審査書案が原子力規制委員会で承認された時点で審査書案に対する科学的、技術的意見の募集、いわゆるパブリックコメントというものですけれども、これを行うということについての方針が確認をされています。

ページをめくっていただいて、11月26日でございますけれども、この臨時会で四国電力さんに対する安全文化醸成活動を始めとした安全性向上に関する取組みについて面談というか、社長を含めたかたちのディスカッションが行われております。

この前については九州電力をやっておりますので、2社目ということで四国電力が行われているものです。

12月3日でございますが、定例会で原子力事業者防災訓練報告会の結果報告というかたちでこれまで委員会とは別の場で事務方のほうで事業者さんが行っている原子力防災訓練の中身について事業者さんといろいろディスカッションを行ってきているんですけれども、その結果について委員会の報告がなされています。

下のページでいいますと13ページのところに委員会資料が付いていますけれども、参加事業者は12事業者、実用炉と再処理と、JANSIといわれています原子力安全推進協会が参加をしているかたちになっています。

いろいろ、どういふかたちで事業者さんが訓練されているのかということについて紹介いただいて、それらについて事業者間の違いも含めていろいろなディスカッションが行われています。今後の話としては今、事業者さんにおいてもブラインド型の訓練ということがメインになってきているんですけれども、ブラインド型というのは対応力ができるのかどうか、ということを確認するには良い訓練なんですけれども、その前提となるシナリオに基づいて、自分たちが何をやらなければいけないのかという訓練をしっかりやったうえで、対応力がきちんとついている上できちんとブラインドも含めたかたちでやっていく。どういふかたちで訓練をやっていくのかということについての計画をきちんと立てたほうがいいのか、そういった議論がなされています。

その次、ページでいうと2ページに戻っていただいて、敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について、ということで、安全性の審査とは別に、旧保安院の時代にいくつかのサイト、このところを書いてございますけれども、サイトについては、地質調査を行いましょうということで、それに基づいた有識者に基づく評価というのをやっているんですけれども、その進捗状況というのが報告されています。

それに合わせて今後の考え方ということですが、今やっている有識者会合については可能な限り早く結論を出していきましょうということと、当然これは設置許可、変更許可とか法令手続きとは別の話しになりますので、それは法令手続きとは別途やりましょうと、その法令手続きの中においては有識者会合の判断というのは尊重したかた

ちで審査を行っていきますという考え方の再確認が行われております。

3 ページ目にいていただきまして、審査会合を順次進めておりますが、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の審査状況というかたちでいくつか書いておりますけれども、合同ヒアリング等も含めて順次審査を進めている状況にあります。

次の 4 ページ目でございますが、一番下のところに書いてありますけれども、11 月 25 日から 12 月 8 日の予定で柏崎刈羽原子力発電所に対する保安検査を行っているところであります。検査項目については大きく分けて 4 つございます。これのほかに検査内容をお知らせしないで抜き打ちでやるという項目を 1 項目含めて 5 項目の検査を今進めているという状況にいます。検査結果につきましては検査が終わった後、きちんとまとめて東京に報告した上で、委員会の了承を得た上で、公表というかたちになる予定になっております。

ページをずっとめくっていただいて、下のページで 17 ページでございます。こちらが資料 2 というかたちで 1 F 関係をまとめたものでございます。1 F の関係につきましては大きく 2 つ報告がされています。

1 つは 11 月 26 日の定例会でございますけれども、福島第一原子力発電所は事故を起こした後の発電所ということになりますので、これについては特定原子力施設というかたちで法律が別枠の法律に基づく規制を行っております。こちらについても施設定期検査ということで 1 年に 1 回必要な設備が維持されているのかどうか確認するというかたちでやっておりますけれども、その実施状況について報告がされています。

もうひとつは 3 号機ガレキ撤去作業、平成 25 年 8 月に伴う放射性物質の敷地外への降下量についてということで、ここの場でも 1 回議論になりましたけれども、南相馬の玄米のところの高い線量、放射性物質の汚染が認められたという事象がございましたけれども、それについて実測値、当時の福島県を始めとする周辺の実測値及び SPEEDI を使った解析に基づく結果が報告がされています。

具体的に言いますと、ページでいいますと 25 ページからが委員会に報告された内容になりますけれども、具体的にいうと「放射性セシウムの実測値の経過」ということで 27 ページでございますけれども、これが実際に測定されている周りの地点での放射性セシウムの実績値になります。緑色の線のところが大きく 8 月のところで跳ね上がっておりますけれども、これが発電所から北北西に約 3 km 離れた双葉町地点のものでございます。ここの数値については大きく跳ね上がっているという状況でございます。

29 ページでございますけれども、これが SPEEDI を用いた計算というかたちでいろいろ書いてございますが、まず SPEEDI はもともとはガス状の挙動をするものについての計算するシステムですのでその部分でありますから、今回粒子状のものというふうな想定をしていますので、その部分についての沈着に対する過程を 1 回おいていることとか、ガレキ撤去に伴って飛散したと思われるものの粒径というものがどれくらい遠くに飛ぶのかというものにも影響してくるんですけれども、ここについては一応 SPEEDI がもともと持っている、2.5 マイクロという粒径の計算のモードがありますのでこれを使って計算をしたというところでございます。

あとは風等については実際の当日の飛散した時間というのがございますので、その時間のアメダスデータとかそういった気象データを入れたかたちでの計算を行ったとい

うものでございます。その結果といたしましては、32ページのところに「まとめ」ということで書いておりますけれども、ひとつ目の1ポツと書いてあるところが前に環境モニタリングで行っている実測データですけれども、3km地点にある双葉町だけが顕著な線量の上昇があった地点であるということ。

2ポツ目がSPEEDIの計算のところでございますけれども、いろいろ書いてありますけれども、現状、計算上の誤差もいろいろありますのでなんとも言えない部分、これが正しい実際の数値かどうかということについては仮定をおいた計算ですので過大に評価しているとか、過小に評価しているのが多少あるとは考えていますけれども、玄米の基準値100ベクレルを超える地点についての評価については、2桁ほど小さい数字になっているという報告がなされています。この報告に基づいて原子力規制委員会といたしましては、考え方として、17ページに戻っていただいて、下に書いてございますけれども、平成25年8月の3号機ガレキ撤去作業が平成25年度産の南相馬市の玄米に影響を与えたとは認められないと考えているというかたちでの委員会全体としての見解がこの場で示されている状況にあります。

33ページにとんでいただいて、こちらはいつもお配りしている福島関係の放射線モニタリング情報でございます。最新のデータのありか、場所について記載をしておりますのであとでご覧いただければと考えております。

資料4でございますが、委員の質問の回答でありますので後で確認いただければと考えております。規制庁からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。今の規制庁さんのご報告で、私ども10月でしたでしょうか、議論した内容の根本的なものが規制庁としてご報告いただいたようです。

私たちの前提の情報伝達のところも結局認識とすると、こちらの情報をまたあと付けでいただくと少し違ってくるのかなと思いますよね。だからこのやりとりというのは非常に重要であって、いろんな疑問は湧くけれど、こういうあとからの情報できちんとおさえていかないと、疑問が疑問のまま残ってしまうのかなと思いますので今の情報は私どもの議論にまた上乘せをして後付の情報をいただいたということでしたら受け取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。よろしく願いいたします。

それではお手元の2枚紙になるんですけれども、前回以降の主な動きということでございます。

まず1ポツ、原子力・エネルギー政策の見直し関係の委員会等の審議状況でございます。（1）は基本政策分科会というのが開かれました。ロードマップ、エネルギー関係技術開発ロードマップの了承が行われております。

（2）原子力小委員会というのが基本計画ができた後、基本計画の具体化ということで議論を進めております。2回開かれておまして、ここでは中間整理ということで、年内に中間整理案をまとめるべく、議論が行われているところであります。

（3）原子力小委員会の下にございます、自主的安全性向上・技術・人材ワーキン

グループというワーキンググループですけれども、こちらにつきましてはやはり安全技術と人材ロードマップというものをまとめるべく議論を進めております。

(4) 電力のシステム改革関係でございますが、制度設計ワーキンググループというワーキンググループを設置して電力のシステム改革の制度設計を検討しているんですけれども、10回目が開かれましてここでは小売全面自由化に係る詳細設計ということで小売全面自由化にあたりまして様々な課題があるということで、それらの課題についての議論を進めております。

後ろにいきまして、こちらが廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループというのが立ち上がっておりまして、3回目が開かれております。これは原子炉の廃炉に伴う、40年を越えた老朽炉の廃炉を円滑に進めるということで廃炉の決定後も資産とみなして減価償却できるようにするという方向で現在検討を進めているところでございます。こちらにつきましても年内に見直しの方向性を出すということでその会計制度見直しについて議論を進めております。

(6) 新エネルギー小委員会につきましては第7回目が開かれておりまして、特に固定価格買取制度の見直しと運用改善策というところについて議論を進めております。これが昨日開催されておりまして、昨日の議論では特に非住宅用のメガソーラーの導入がこの固定価格買取制度によって大幅に導入が進んだということで、それがちょっと逆に問題になっているということで、非住宅用のメガソーラー以外、地熱ですとか中小水力、バイオマス、住宅用の太陽光といったものを優先して買い取り制度を進めるという方向性で昨日は議論されております。

(7) 省エネルギー小委員会につきましても、産業部門の省エネ対策について議論されております。

それから2ポツ、高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し、ということでワーキンググループを立ち上げてまして議論をしているところであります。特に今回につきましては、科学的有望地の要件ですとか基準の基本的考え方について議論しております。この11月20日に開催されましたワーキンググループではさらに併設しております、地層処分技術ワーキンググループというのがございまして、そこでさらに技術的な観点から科学的有望地の要件について議論を進めるということで同意されております。

それから、3ポツは福島第一原発の廃炉と汚染水関係でございますけれども、(1) 汚染水処理対策委員会、(2) 廃炉・汚染水現地の調整会議といった定期的な会合が開催されております。(3) 高性能ALPSです、多核種除去設備のタスクフォースの第4回目も開かれております。

それから、その他ですけれども、11月14日に、ちょっと古いですがけれども平成25年度のエネルギー需給実績というのが速報値として公表されておりまして、最終エネルギー消費、一次エネルギー国内供給、エネルギー起源二酸化炭素排出量といったものが前年度比とか、震災後からどう変化したかというところでちょっとグラフにしたほうが見やすかったかもしれませんけれども、発表になっております。

最終エネルギー消費ですとか一次エネルギーの国内供給につきましては、昨年、前年度から比べますとあまり大きな変化はないんですけれども、震災前、3年前、

2010年度と比較するとやはり5%くらいエネルギー消費もエネルギー供給も減っているという結果になっております。

それから二酸化炭素の排出量につきましては、やはり原発停止に伴う化石燃料の消費量が増えたということで震災前から比べますと8%の増加になっております。

それから最後のページになります、前回、高桑委員からご質問がございました、「政府は関係法令に基づき責任をもって対処というその関係法令とは何か」というところでご覧になって、代表的なものとして2つの法律をここでは記載させていただいております。

ひとつは「原子力災害対策特別措置法」。これは原子力災害から国民の生命、身体、財産を保護するというを目的とした法律の第四条に国の責務というのが記載されておりました、例示としてはここに書いてありますような原子力災害対策本部の設置ですとか地方公共団体への必要な指示といったようなことで、四条の二にありますような警備体制の強化ですとか深層防護の徹底、それから対応策の整備といったような原子力災害の防止に関しては万全の措置を講ずる責務を有するという記載がございます。

それから、もうひとつの法律としましては「原子力損害の賠償に関する法律」ということで、これは原子力損害が生じたときに損害賠償に関する基本的制度を定めたものですが、この十六条のところに国の措置という条文がございます、原子力事業者が基本的には損害賠償の義務があるんですが、無過失無限責任になっておるんですが、この第三条の規定とありますけれども、三条では天変地異の場合は除くというような記載がございます、そのような場合については国が、ここに書いてございますように「必要な援助を行う」ということが記載されております。こういったものがここで言う、「関係法令に基づき政府は責任をもって対処」の関係法令の例示ということでございます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。新潟県さんお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県原子力安全対策課の井内でございます。よろしくお願いいたします。前回定例会以降の行政の動きといたしまして県でまとめた資料でございますが、ゴシックで1番から4番までございます。

まず1番のほうからです。安全協定に基づく状況確認でございますが、11月13日、柏崎市、刈羽村とご一緒に月例の状況確認を実施したところでございます。

2番といたしまして、原子力防災訓練でございますが11月11日、昨年3月に引き続き原子力防災訓練を実施させていただきました。住民の皆様のご協力もいただいております。改めてこの場で御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

この原子力防災訓練につきましては、後ほどお時間を頂戴してございますのでこちらで説明させていただきたいと考えております。

続きまして3番といたしまして、事故時における高線量下での作業に必要な対応の要請でございますが、これは11月20日、新潟県の危機管理監が原子力規制委

員会に要請にお邪魔しております。

ご承知のとおりですが、県の技術委員会で福島第一原発事故の検証を進めておるところでございますが、その中の課題のひとつ、高線量下の作業に関しまして県として提言を取りまとめたものでございます。実際、この提言をお持ちして要請を行ったところですが、要請書は1枚両面で添付させていただいておりますが、主な内容といたしましては、この線量限度そのものを絶対的なものとするのか、それとも目標値と考えるのかというこちらの検討ですとか、あるいは防災関係者も含めた線量管理、こういった対応策はどのようになされるのかという、改めて検討をお願いしたところ、その他には、自衛隊の通常任務の中に例えば事故対応、原子力事故の対応を追加するような措置をされて現場対応ができるような部隊を国の指揮下の中で設置していただけないかというようなことを要請させていただいたところでございます。

続きまして、4番といたしまして、その他。こちらは報道発表済みのものをいくつか添付資料で付けさせていただいております。

まずは、11月14日に公表した資料でございますが、こちらは原子力発電所の内部情報受付窓口のところに通報がございました情報提供でございます。その内容は、平成19年の中越沖地震の際に東京電力が希ガスの放出を隠匿しているという情報でございます。こちらのほうにつきましては、東京電力と打ち合わせをしたところでございますが、7号機の主排気筒におきまして19年当時、中越沖地震の直後、希ガスの検出、これが限界値以下だったということで、希ガス放出という評価については放出はなかったものとの評価がございまして、これに関しては同じ19年の8月に安全協定に基づく、県、柏崎市、刈羽村の自治体の月例確認の中で、主排気筒放射線モニタの指示値の上昇については、単発的で継続性がないものということで有意な変化はありません、との説明がなされております。

一方、今後の取組みといたしましては例え単発的な発生だとしても、まずは事象の発生を知らせた上でその評価や判断の根拠についても改めて、皆様方も含めて説明できるように改善の取組みをしたいということで報告をいただいております。こちらを公表したものでございます。

4、その他の最後でございますが、11月22日、夜10時過ぎに大きな地震が発生しております。柏崎市でも震度4ということでございますが、柏崎刈羽原発、さらに県が実施している放射線モニタリングの中では異常な値は検出されておられません、という報道資料でございます。

その次の資料で、委員の方からの質問へのご回答というペーパーを付けさせていただいております。地質調査等に関するご質問でございますが、回答といたしましては、断層調査については原子力規制委員会の調査をまずは見守りたいと考えております。もちろんその対応に疑問が残る場合につきましては、県の技術委員会で議論をしていただくなどあらためて県として対応してまいりたいと考えております。新潟県、以上でございます。

◎新野議長

柏崎市さんお願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課、関矢です。よろしく申し上げます。

ペーパーはございませんが、先ほどの新潟県さんと同様に11月13日には安全協定に基づく状況確認、それと11月11日に、平成26年度の柏崎市原子力防災訓練を実施しております。

県さんの、後ほど報告があらうかと思いますが、参加につきましては約1500人という数字が出ておりますが、柏崎市は高浜地区の住民の皆様、なごみ荘の入所者、職員の方、行政、消防含めて381人の参加であります。またあとでご質問等があれば、細かく報告させていただきたいと思っております。

それと、別紙で先回の定例会でのご質問の回答が別紙のとおりになっております。

それから22日の地震につきましては、柏崎市は震度4を記録しましたので、我々の運用によりまして、地震での当初の警戒等の喚起については消防のほうから放送しました。発電所の状況につきましては、我々、発電所からの通報と新潟県及び放射線監視センター、それと規制庁さんと放射性物質の影響があるかないかというところを確認しまして防災行政無線で発電所の状況について放送をしております。

それと、広域避難計画、避難準備区域の24のコミュニティ地区への説明会の状況ですが、現在24のうち17地区実施しております。あと7地区、12月の中旬頃にはご説明をさせていただくという予定になっております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さん申し上げます。

◎山崎主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしく申し上げます。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、11月11日原子力防災訓練を実施いたしました。それと11月13日、安全協定に基づく状況確認を、新潟県並びに柏崎市と実施しております。最後になりますけれども、委員質問に対します回答といたしましては別紙のとおりになります。ご確認いただければと思います。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。ここでご質問がありますでしょうか。（1）のところ。はい、武本委員。

◎武本（和）委員

すいません、武本ですが2つ質問します。まず規制庁、資料の35ページというか一番後ろのページ。この中に、10月3日に審査会合で東電の説明があった、その説明を受けて12月1日、2日というのは昨日、一昨日ですね。現地を調べたみたいなのを書いてあります。規制庁というか規制委員会が現地に来たのは10月末だったと記憶していますし、その際には事前の報道含めていろいろありましたが、昨日、一昨日と何かあったのでしょうか、というのがひとつ目の質問。

2番目の質問は今の報告の中でもいくつかありましたけれども、11月22日の夜10時8分、長野の地震がありました。ここで震度4とかなんかいう質問じゃないんですが、私が聞きたいのは、マグニチュード6.7の地震で白馬村に地表地震

断層が出現しました。12月1日に私は見に行ってきました。その地表地震断層はへびが這いずったように直線じゃないんですよ。これは事実ですから、いずれなんらかのかたちで明らかになると思いますが、直線ではありません。聞きたいのは東京電力がどういうふうに言っているかということ、リニアメントという線的な構造がないからこの地域には活断層はない、みたいな言い方をしているんです。

微妙な表現はさておきますが、ところが実際に逆断層の地震が11月22日に長野の北部であって、白馬村で非常にくねくねしたといいますか、曲線状の地表地震断層が起きた、こういう事実があるんです。

一方、東京電力は直線的なリニアメントがないから活断層ではないという主張を繰り返ししていると。ここらをどのように今後、東京電力と規制委員会は評価をするのかということを知りたいと思います。ただ微妙なといひましようか、細かい話なもの、そういう事実があるよということだけにここではしませんが、それについてはまた文書で答えてもらいたいと思いますという2つのことを質問します。以上です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。すみません、この12月1日、2日はたぶん誤記です。ごめんなさい。あの、当然、ご存知のように前回来ている調査の中で確認をしましたということでございます。

今、2つめのほうの話ですけども、そういうご意見があるということと、そういうかたちで文書で質問が出ますということについては東京側にきちんとお伝えさせていただきましても、基本的な考え方としては、直線的なリニアメントということについては、何をもちいて直線的といわれているのかということをおぼろげに把握してないですけども、東京電力さんの言い方なので。

その部分については、リニアメントも含めた地形、地形とかを含めた、ボーリング調査も含めた、必要であればトレンチ等も掘ってもらってはいますけれども、そういった中で、それが地震を起こす断層であるか、活断層であるのかどうかということについてきちんと審査をしていく、審査の中で確認を行っていくというのが規制庁の、規制委員会の立場であるということはお伝えしておきたいと思ひます。

◎武田土木・建築担当（東京電力）

今の武本さんの2つめの質問にちょっと補足というか、回答させてください。

リニアメントという言葉は確かに線状の地形という言葉で、従来東京電力もリニアメントのある、なしで話をしてきました。ただ、そのあと変動地形学的調査、変動地形ということをおぼろげにするようになったかと思ひますが、直線的な地形だけではなくて、地下の断層が動いて、それが地表面に現れたような痕跡、そういったものに幅広く着目して調査してきています。ですので、決して線状のものだけにこだわってやってきているわけじゃないということがひとつと、先ほどのご説明にもありましたけど地表面だけではなくて、ボーリングだとか地下探査だとか、様々な調査を組み合わせてしっかりとした調査をやっているつもりですので、その点、また改めてご説明させていただけるかなと思ひます。以上です。

◎武本（和）委員

確認したいんですが、規制委員会の調査、12月1日、2日は誤記ですというのは、10月末の2日間の調査をいつているのか、それだけ確認。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、そうです。

◎武本（和）委員

ありがとうございました。

◎新野議長

ここでのご質問はあとは佐藤さんと4名ですか。はい。

◎佐藤委員

佐藤です。ネットの情報ですと、12日にもう一度、柏崎刈羽原発に規制委員会として来るといような情報があったんですが、それはどういうことなんですか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

今、調査、この間は耐震関係、地べたのほうの調査に来ましたけれども、いわゆる上物と言われています、更田委員長代理が審査を行っているところでございますけれども、そこで現地調査を行おうということで今調整をしているというのが事実でございます。ただ、12日に行うということについては、まだ決定はされていないで調整中です。だから12月も含めて今、日程を調整している状況でございます。決まり次第公表させていただくことになっております。

◎新野議長

吉野委員、お願いします。

◎吉野委員

吉野です。地震と噴火のことについて意見と質問なんですけれども。長野北部地震、11月にありました。それが9月にありました御嶽山の噴火との関連で、両方とも新潟-神戸ひずみ集中帯に属しているということを非常に心配しています。GPSの精密な観測では、新潟、長野北部、岐阜の北部ですかね、そういうところに今現在、非常にひずみが溜まっていて、フォッサマグナは1千万年前の古い話しですけども、ひずみ集中帯というのはごく最近の、現在そういう動きが進んでいるということだそうなので、ひずみ集中帯では、ひずみに伴う褶曲や隆起があってそれに伴って地震や噴火が非常に起きやすいということで今度あったんだと思うんですけども。

柏崎刈羽原発もひずみ集中帯の中にあるということと、そのうえ、柏崎原発の場合には信越といいますか、新潟県と長野にかけての活褶曲地帯にあるということで、それはこの地域は軟弱な地層が日本中でも最も厚く堆積していて、そのために日本中で最も激しい褶曲活動といいますか、要するに絨毯にシワがよるようなそういう褶曲活動を最も激しくやっている地域だということで、非常に心配というか不安を生み、危険性が非常に高いと思う、これが私の感想といいますか意見です。

もうひとつの質問は、この前お聞きした焼山とかの噴火の時の影響で、この焼山もちょうど同じひずみ集中帯ですね、新潟-神戸ひずみ集中帯、今現在じわじわとひずみが溜まっている場所だということがはっきりとしているわけですけども、前回質問した記事で、さっき東電さんからもご回答もいただいたんですけども、3

0 cmくらい、原発のところの地域にも火山灰が積もってということがあったんですが、それはちょっと調べたところでは、焼山の影響というか、そのことを言っているんだと思うんですけど、そのへんの事実について東電さんと規制委員会の方からそうなのか、焼山のことについて知っているのか、もし、そうであるならば、どういことを想定しているのか、次回でもいいですから詳しく報告していただきたいと思います。

非常にこの地域はやっぱり危険な、日本自体がだいたい、この前の小出先生の講演を聴いても、原発なんかつくれないような厳しいところだという話しは聞いたんですけども、中でも新潟 - 神戸ひずみ集中帯というのはもっとまた厳しいところなんで、しかも今現在すごくひずみが集中しているというのが GPS のあれではっきり出ている地域ですので、今の質問に再度お答えいただきたいと思います。

◎新野議長

はい、お願いします。

◎武田土木・建築担当（東京電力）

資料がないのであまり細かい話しができませんけれども、まずひずみ集中帯であるとか、活褶曲帯ということは中越沖地震、中越地震、いろいろな地震を経験していますし、周りの地質も調査しましてきちんと認識したうえで地震の評価を行っています。そうした中で見つけた断層については、個別に動くのではなくて一緒に動く可能性もあると考えて、大きい地震を考えて耐震設計をしようとしています。地震については、中越沖地震で痛い目にあっていますので、そういったことを繰り返したくないという思いをもって耐震設計をしております。

また火山についてですけれども、長野のほうでどちらかという発電所のすぐそばというよりは離れたところで火山、活火山といわれるものがあります。そういったものの中でも一番近いところにあつて影響のありそうな妙高山をひとつの代表に選びました。ただ妙高山そのものが噴火するという情報はあまり多く持ち合わせていないので、富士山を参考にしています。富士山で宝永の噴火という江戸時代に起こった噴火が、妙高で起こった場合にどうか、という評価を行ってみた結果、火山灰が30 cmくらい積もると。敢えて大きい富士山を新潟県のほうにもつてきて、近いところにもつてきて、発電所に影響が、どんなになるだろうということを評価したものが30 cmになります。詳しい位置図とかなくてのご説明で恐縮ですが、そういった仮定に仮定を置いたかたちで多く積もる場合があったとしたらどうかというような評価を行っているのが現状です。

◎吉野委員

焼山とは直接その30 cmというのは関係ないわけですかね。

◎武田土木・建築担当（東京電力）

そうです。考慮すべき火山のひとつではあるけれども、30 cmを出したのは妙高に富士山の過去の噴火をもつてきてみたというのが今の評価になります。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁ですけれども、まだ具体的な審査に着手しておりませんので、東京電力さんの今の考え方を含めた申請書に書かれている内容について、きちんと考え方、科

学的、技術的な観点から審査を今後行っていくという状況にあります。

◎新野議長

高桑委員お願いします。

◎高桑委員

高桑です。2つ質問をお願いします。ひとつは原子力規制委員会をお願いします。玄米の汚染の問題について、これは3号機のガレキ撤去作業が原因ではないと、影響を与えたとは認められないと考えているという見解が示されたということですが、原因は何なのかということについてはどうなんだろうと。

私たちが先回、玄米の汚染の問題で、問題にしたのは、それぞれ情報を受け取ったにも関わらず、住民が被害を受けた、住民側に被害があったということでした。これ、今このままここで書かれてあるこういう見解が示された、で終わってしまうと、またじゃあ原因がわからなければ同じことがどこかで繰り返される可能性があるのではないかと。

住民の側からみると、ここで見解が示されました、で終わるのではなくて原因はこうこうです、こういうのが原因でしたということがわかるまではっきりと、問題を取り上げてほしいというふうに思っているんですが、そこはどうですかということがひとつ。

もうひとつは、エネルギー庁へ質問です。先回の私の質問に対して答えていただきましてありがとうございます。私が敢えて聞きたいのは、福島事故に対しても法律があって、その法律に基づいて責任をもって対処されたんだと思いますが、現実の福島の状況は、私からみて必ずしも責任があって対処されているというふうには思わないわけです。それで今回教えていただきました2つのこの法律は、福島事故の後、どこが変わったのですか、変わらない元のままなのですかと、そこをちょっとお聞きしたいと思いました。以上です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁ですけれども。今、政府全体としての取組みの中で規制庁規制委員会としてはオンサイトというか、発電所のところが担当となりますので、その部分については発電所から飛んだものではないということでの説明をまずはやっていると。で、食料品の話しですので、この部分については農水省さんがやられているところがございますけれども、私も直接は聞いていないですけど、福島のほうの報道、新聞などにおいてはいろいろな地点の土を粒径とか測ったりとかして、それによるものなのかどうなのかということについての検討とかをやられて、発表はされているというふうには聞いてはいます。具体的な中身はちょっと聞いてはいないですけれども。

◎高桑委員

また、わかりましたらお知らせいただければと思います。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

エネ庁ですけれども。先ほどの福島事故の前後でどのように変わったのかというところですけど、ちょっとこれは、たぶん変わっている部分と変わっていない部分があると思うので調べましてまた次回お答えしたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございます。じゃあ（１）はこれでよろしいでしょうか。はい。

では、（２）に移らせていただきます。先ほどちょっと触れましたけど、除染は環境省ですし、賠償はそれぞれのご担当はあるんですけど、先ほどの法律にも係わるんですが、事故が起きないという前提でつくられた法律なので、防災と一緒に、たぶん起きるとなると完璧ではなかったんだらうと思うんですね。そのために今、東京電力さんは当事者になられて、非常にご苦労されているとは思いますが、それはそれとして参考例としてお考えください。

今現在、私たちがどうあれば安心安全に近づくのかという観点から、住民の視点で要望のようなものが語られて、オブザーバーの方に再度、いろんなものを決め事、まだ先に続くんでしょうけど、その参考にしていただければというふうに思いますので、ぜひそういうご意見を述べていただけると今日の議題と沿うのかなと思います。

また別のお考えの方があれば、それはそれで意見としてはお聞きしますが、全体の方向とするとそういうかたちでよろしくをお願いします。

（２）ですが、ちょっと難しいですけどね。除染や賠償の話しだけじゃなくて、起きてしまった時に生活を元に戻すためとか、戻さないならばどういう方法があるのかというような具体的な例だけでもいいですし、何か思いがありましたら、ご発信いただければと思います。

難しく考えないでもいいんだよね。そっちのほうがいいかも知れないね。

ちょっとこれが新たな視点なので、私もちょっと難しいかなと思うので、逆に防災訓練の報告をいただきながら、そこの中にヒントが含まれる可能性も充分あるのでそちらを先にさせていただいてよろしいでしょうか。はい。

じゃあ（３）にいけますけれども、３名の方、佐藤さんが地区の当事者として係わられて、高桑さんは規制庁、オフサイトセンターにおいでになったんですか。前田さんはどのへんをご覧になったんでしょうか。

◎前田委員

椎谷地域を。

◎新野議長

はい、メディアさんの視点から住民の視点を交えながら見学されたんだらうと思うので。

◎前田委員

あと刈羽村の源土広場です。

◎新野議長

はい。ありがとうございます。佐藤さんからは、たぶん充分に言える時間が確保できないのを見越されて文書が出ていますのでこの中から重要な要点を少し、かいつまんでご説明いただいて、あとのお二人からもポイントをきちんとお伝えいただければと思うんですが。はい、そうですね、じゃあ佐藤さんからお願いします。

◎佐藤委員

佐藤です。オブザーバーの皆さんみたいなレベルの高いものではなくて、非常に

お粗末なペーパーをつくりまして、今日皆さんのところに入っていると思います。

表題も「どう地域に定着させるか」ということで、最初の2枚目の後半がこの間の報告なんですけど、せっかくの機会ですし、防災全般のことを皆さんからちょっと考えてもらうことも少しは有効なんじゃないかなあと思っているいろいろ書いてきました。

前書きは別にして、いろいろ最近予想もつかないような災害が発生しているというようなことがありますし、そういう中でそれぞれの地域では自主防災会というのがつくられて、それなりのことをみんな考えてやればいいんですが、なかなかそれが進んでいないというのが実態なんじゃないかと思えます。

それで、私のところで取り組んでいるのとして、防災と完全に限定できるのか知りませんが、まずは家族状況調査という用紙が皆さんのところに差し上げたものに、くっついているかと思えますが、そういうものを6年前からやってきまして、今3回目を数えています。そういうかたちでやっていますが、これはどういうことかという、家族の構成だとか、あるいはお医者さんに通っているとか通っていないとか、身体が不自由だとか、どうだとかというようなことが内容として載っていますし、その他にも親戚に連絡をしたいというようなこと、これもかなり役立っていました、孤独死していた人を、さて、連絡がどうしようかなというような状況がありましたが、それはこの調査の結果としてできたという、そういうのが何件か過去にありまして、そういうようなことをやっております。

それから、自主防災組織、私たちがどんなことを常日頃から、防災意識を持つためにやっているかということで、ここの2つ目のところに書いてありますが、やっぱり自主防災会をつくったと、つくったのは全体的にみると何%とかというのはあるんですが、その中身として何をやっているのかというと実はほとんどつくったきりで終わり。炊き出し班だとかいろんなものを名前をつけて編成したけれども、それが10年前だったり15年前だったりして、もう亡くなっている人が構成員になっているみたいなどころがあるようでもありますので、そういうことを無くすために常日頃から学習会とかいろんなことをやっていくことが勉強会とか訓練とか、椎谷では福島からの避難者の話を聞くとかですね。津波訓練とか防災講演会とかいろんなことを1年に1回はやるというふうなことをやってきておりまして、そういうことをやりながら、それぞれの災害の意識をそれぞれの皆さんから持ってもらうということをやっているということです。

災害に備えた取組みというようなことで、昼間の人口と車の台数、それから夜、それから休日の人口と車の台数、これは完全に避難を前提にして調べたことです。この調べたものを一覧表にしたのもその後ろに付いておりますが、これをやることによって避難をするときに誰と誰が、どの人が車に乗っけていけばいいやというようなことが簡単に考えられるというんですか。

ただ、今、誰と誰を、誰が乗せていけというようなことは一切してありません。なぜかというと当日にならなければ居る人間と居ない人間がわかりませんので、しかも1区、2区、3区とあるんですが、椎谷では15世帯から20世帯くらいですから、そこの役員が考えれば、だいたい車に乗っけて避難をするような体制は取れ

るというふうに思っておりますので、そんなことをしております。

また、高浜という地域は道に崖が迫ってずっと続いていますので、3地域がみんな孤立するという可能性もないわけじゃないんです。地震だとか大雨だとか、そういうことで崩れれば、それぞれが孤立するというようなことがあって、ヘリコが離発着できるような広場だけは確保しようじゃないかということで、年間、草刈りをしたり、除草剤を撒いたりして、それなりの管理をしております。

それから、4番目にいきますと、今回の原発の事故を想定した避難計画についてということで、申し上げたいことがあるんですが、去年と今年の2回やったんですが、皆さんがぞろぞろと集まって、車に乗って、ただ避難をしていくだけではですね、避難訓練としてあんまり実効性があるものになるのかということ、実は疑問があるというふうに考えます。

特に今回のように、ブラインド訓練といって、いつまでたっても具体的な発表がないというのは非常に問題だし、とりわけ地域にはそれなりの連絡はあったんですけども、あんまり明らかにするな、準備は準備として進めてもらっても、みたいな話してしかなかったんですが、理屈としてはここに書いてあるように、事故はいつ起きるかわからないのだから、ブラインド訓練でもいいじゃないかというのはひとつの理屈かもしれないけれども、ひとつの統制の取れた組織ならそれでいいんです。しかし、地域住民に対してそういう捉え方というのはちょっとまずいんじゃないか。というふうに思います。

やはり、地域住民というのは、それぞれまったく別々のところに勤めていたり、別々の考え方を持ったり、あるいはちょっと離れただけでも全くそれぞれの考え方が違ったりするものですから、そういう人たちをひとつにまとめるというのはなかなか大変なので、それは明らかにして訓練を繰り返しながらやることによって、やはり実効性を高めていくということではないかと思えます。

原則的にもうちょっと考えていただきたいのは、原子力災害の場合に、柏崎刈羽の2万人が一斉に避難を、一斉についていっても一瞬にしてという意味じゃないんですが、それなりに避難をしなきゃならないということであれば、地域別に分割してやったとしてもそれなりに実効性のあるものを質的に高めていくというようなことをやっていかなきゃならんだろうと思うんです。そのためには訓練の中身について、もうちょっと一歩踏み込んで言えば、住民との協議をしてもらうなどして、どういうふうにやっていったらいいかということ、ぜひやっぱり考えていただきたいというふうに思います。

それから、訓練の頻度なんです。ここでも前にも言いましたが、規制委員会が再稼働の判断云々というのがいつだかわかりませんが、その間に少なくとも柏崎でいえば、7地域、7コミュニティセンターが5km圏内にあるわけですけど、そこが、この議論が具体的に始まる頃にはちゃんとすべて終わるのかどうかということ、今みたいなことをやっていたら終わらないんじゃないか。

再稼働の問題というのはいつになるかわかりませんが、そういうような思いがあるとするともっとピッチを上げてちゃんとやってもらう必要があるんじゃないかなあというふうな感じがいたしました。

それから、椎谷地区の訓練なんですけど、今回は、柏崎市からはレンタカー10台に分乗して参加するよというよな要請がありました。それで車1台4名というよことで、40名くらいを頭において、自主参加をするよというよことですから、参加される方は申し込みをしてくださというよな文書を配布をいたしましたところ、47名が参加をするよというよふうにいったので、車を追加していただいて、11台と、消防の積載車を合わせて12台で避難をするよということだったんです。ただこの場合に、ただ集合して車に分乗して訓練に参加するのでは意味がないのではないかというよふうに思ったものよですから、次のよなことを一応やろうよということにしました。

地震発生の際に全戸の安否確認を二人一組、3班で実施をしましたが、時間がなくて不十分な安否確認になりました。そもそも中越沖地震の際には、確か10人以上の死者が出たよと思うんです。ですから、私の地域でもわずか50世帯程度しかありませんけれども、筆筒がひっくりかえった、下敷きになっていないかといっ一軒一軒まわったら10時に避難するよなどという、8時半に放送が入って、40分から始めて10時過ぎに避難をするよのに、みんな一斉に安否確認している人間も逃げろ、なんていうよことにはならないわけですよ。

ですからやっぱり安否確認というよのは、複合災害といっ仕掛かるんだとすれば、もうちょっと安否確認というよ時間を取っていただいて、その訓練もちゃんとやらしてもらいたいよと思うんです。そうしないと、ちょこちょこと、「今日は防災訓練の日です。異常ありませんか」みたいな話で、たったったったとまわったんでは何の意味もないよということが今回わかりました。

それから、避難所で生活をするよことを前提にして、ある程度の必要なものを持って行こうよということにしまして、ここに書いたよように洗面用具とかタオルとかバスタオルとか下着の着替えとか、新聞紙というよのは寒かったら衣服の間に挟めば暖房になるよというよので、新聞紙を用意しようよということに。それからおにぎりとか、水かお茶、これはちゃんと持ってくるよように。その他に、預金通帳、印鑑、カード、それから医師の投薬を受けている場合の飲み薬。そして小さな懐中電灯とか携帯ラジオもあつたら持ってきてましようよ。ただ9月頃、訓練の話しを聞いたものよですから、11月というよと、本当は寒いからセーターの1枚も持ってこいよというよふうに言うべきだったよと後で反省をしているよんですけれども、それはそれぞれ自分で判断をするよということよではないだろよと思ひます。

その他に、もう1点。避難所で必ず受付があるだろよし、そういうときに自分の情報をあらかじめ書いておいて持っていくよというよ方法はいいんじゃないかというよふうに考えて、事故に備えて各自に配布してあらかじめ記入しておいたものを避難の際に持参していただくよというよことで、それも今日の皆さんのところに差し上げた資料の中で、2枚目の裏でしようか、「災害時緊急情報シート」というよのを載せておきました。この中では特に治療中の病名だとか、服用する薬だとか、そういうものよと、それからいろんな症状とか、そういうものよを一応書き込んだものよを持っていけばいいよのではないかというよことで、そういうものよも用意をして、緊急持ち出しというよ封筒も1枚つけて、あらかじめ書いておいてくださいよ、当日は参加する人のだけは持

っていてくださいというようなことをやりました。そして、これをまとめて、カバンとかリュックサックに入れて持参をしたということです。

あと、地域で反省会を開いたときに出された意見、あるいはいろいろなことを話し合ったんですが、それは次に、避難訓練の反省メモとしておきました。

冒頭申し上げたように、地域ではブラインド訓練などということじゃなくて、なるべく情報はひっそりとして準備せよ、ということではなくて、やっぱり、私のところのように小さいところで50軒くらいでも3回くらい打ち合わせをしないとしっかりした体制は取れないという状況があります。

あと、そこにも地震発生で10時から避難開始というのは現実的に不可能だというようなことが書いてあります。

それから、安定ヨウ素剤のことがありましたけど、安定ヨウ素剤はカードを持って行ってこれで飲んだことにせよ、という話がありました。あれは説明会も受けてなければ、安定ヨウ素剤というのはどんなものかもわからないのに、あのカードだけよこされて飲んだことにしようなどというのが訓練になるのかどうかということがあります。

6番目、いろいろとテレビ会議で国との間でギスギスと知事とやっていたみたいですが、やっている本人はかなり熱くなっているのかも知れませんが、真剣にやっている住民にとってはやる気を削ぐことになるんで、ああいうことは事前にしっかりと調整をしておいていただきたいなというふうに思いました。

それから、一番最後についているんですが、さっきも新野さんからいろいろありましたが、原子力防災をどう考えればいいのかということで、私が前にも、地域の会で皆さん集まって、何人か集まったときに差し上げたことがあるんですが、これ、少し手直しをしてしっかりしたものをつくりました。これでも不十分なんですけど、一番上に、原子力災害対策特別措置法の七条に、事業者の防災対策について記されているということで、それには1番として、原子力災害の予防対策、2番目は緊急事態対応対策、3番目が原子力災害事後対策というふうになっていますので、その中で事業者がやることはこんなことだというのが書いてあって、我々住民の立場からは、こういうことを考えたり、実行するようにそれぞれの関係方面から努力をいただきたいというようなことを住民の立場からというふうに入れておきました。

ただ、これは私が防災訓練を説明するのとわけが違って、ここで言わせていただくのを勘弁していただきたいんですが、3番目の事後対策です。

3年経った今、私が今日持ってきた資料では、去年の12月とか今年の4月とか、現在で、避難地区からの避難者がまだ8万人居るといったようなことがありました。これは3年経ってのこの実態なんですよ。そうすると住民の立場から、この事後対策というのは本当にやる気があって、やってもらっているんだろうかという思いがします。

今、福島復興本社かなんかに行かれた石崎さんとここでずいぶんやりあったことがあるんですが、「どうするんですか」といったら、「皆さん全員、やがて帰ってもらうことにするために一生懸命頑張るんです」と言ったけれども、あの時から帰れないことがわかっているのに、そういうことを当初から未だに言われているとい

うことはまずいことなんで、こういうことは今後福島の反省をしたら二度とこういうふうには2年も3年も4年も5年も、放置するようなことのないようにだけはしていただきたいなと思って私の説明は終わります。

◎新野議長

はい。これは佐藤さんは椎谷の自主防災会と町内会長さんをされているので、ひとつの事例発表としてお聞きいただければと思います。

突然、この議事の2番目と3番目をひっくり返したために、県もご報告、本来は県のご意見を先にいただいたほうが順番としてよかったのかなと思っています。申し訳ない、ひっくりかえってしまったんですが、県から、もしご報告があれば簡単でけっこうですからいただいてから、また続きをさせていただきたいと思っています。お願いします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

佐藤さんありがとうございました。で、すみません、ちょっと手戻りで恐縮です。私、説明を省略させていただいていました。この1枚の両面のペーパー、「平成26年度原子力防災訓練の実施結果について」こちらを少し今、簡素ではございますが、説明をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

11月11日に、ほぼ1日ばかりで開かせていただいております、この中に参加者数約1500人と記入してございますが、住民の皆様という括りですと、およそ260名の方からご参加いただいております。

この裏面で、いろんな訓練項目をやらさせていただいたところではあるんですけども、特に今回、前回やっていなくてやらさせていただいたものということで、少しピックアップして説明をさせていただきますと、例えば1番、緊急時通信連絡訓練とございますが、今回ですと無人型の飛行機などを使いまして、画像伝送、今現場がどうなっているのかということテレビ会議のモニターで画像で伝えて映したり、そのような通信連絡の訓練を行ったところでございますし、目新しいところで、2番、災害対策本部等設置運営という観点ですと、県庁に国の非常災害現地対策本部が設置をされて、内閣府の西村副大臣が本部長として県庁にまいりました。こちらは地震対応に非常災害現地対策本部長としてあたられたところでございます。

そのほかには、5番の広報訓練の中では、前回行っていなかったものとしてAMのラジオでも広報訓練をさせていただいております。

その他に7番、要支援者の防護対策訓練といたしまして、柏崎市内の特別養護老人ホームで入所者の方にもご参加いただきまして、屋内退避の訓練を実施したところでございます。

そのほかには、9番といたしまして、警察の車両で住民の方の避難車両の先導を今回していただいております。

これら主な、今回特にやらさせていただいたものということでございます。

今、関係機関からも実はアンケートをいただいている最中ですし、住民の皆様からは訓練当日にたくさんアンケートにもご協力いただきましてありがとうございます。

検証中ということなんでございますが、今副会長さんからもいろんなお話を頂戴

しておりました。例えばその、それぞれの時間の設定を含めて訓練そのものの想定をどう考えるべきなのかというところは非常に大きな問題だと、私も承知しております。改めてアンケート結果ですとか、外部の第三者からも評価をいただいているところがございますので、そういったものをまとめ次第、お知らせする機会をつくらせていただければと考えております。簡潔ではございますが、よろしくお願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございます。順番がくるってしまい申し訳ありませんでした。ありがとうございます。続いて、高桑さん、お願いします。

◎高桑委員

高桑です。私はオフサイトセンターのほうに最初から。途中少し、オフサイトセンター自体も休憩があったりしましたのでそこは抜けて、だいたい最後3時ちょっと過ぎだったかと思えますけど参加しました。

ただし、今回は衝立の向うは全然見ることができず、テレビ会議の音声だけを聞いているというようなかたちのものになりました。

柏崎市もそれから刈羽村も新しい防災計画を出された後だったので、どんなふうになって、どこがどうなんだろうというような感じで聞いておりました。

私が思うに大きく2つ、3つ、それくらいの問題があるかと思えます。

まず、1つは、SPEEDIを使わないことになっている。けれども風向きも考慮しないんだと。だけど一刻も早く避難しなさい、避難を徹底しなさいというようなことを国のほうからの声が、そういう声が発せられたんですけども。

一刻も早く避難を優先しなさいといわれても、一体どっちに行くのだというね、そこはすごく大事だと思いますので、SPEEDIは予測でしかないし、それは必ずしも適切ではないというような見解のもと、SPEEDIは使わないことになっているんだという確認済みだといわれていますが、そこはやはりもう一回検討して、考え直していただけないものかなあと思いました。

それから大きく2つめのところですけども、私はずっと流れを聞いていまして、UPZは本当に大変だということを感じました。UPZは屋内退避になるわけですよ、全面緊急事態になると屋内退避になるわけですけども、屋内退避、木造が多いかと思えますが、遮蔽率はどのくらいになるんだろうということも気になりましたが、屋内退避したものに対する安定ヨウ素剤の配布ということが非常に問題だと思いました。

屋内退避した人が安定ヨウ素剤をどうするんですかということに対して国のほうの声でしたけれども、屋内退避していて空間放射線量率が500マイクロシーベルト/hですか、それになったら避難所に行くんだと、避難所で配布するんだと、スクリーニングのときに服用するんだという話でした。これでは、小さい子どもも含めてとんでもない事態ではないかと。安定ヨウ素剤は一刻も早く飲まなければいけないと、効果が薄れていくんだという中で、こんなに悠長なことで本当にいいんだろうかと。それから屋内退避していく中で線量が上がったところで避難所に避難するというようなことについてはどうなんだろうと。もうこれは住民の被ばくを前提

にしている計画なんだなあということを、何回も何回も聞きながら感じました。

それと同時に県も規制庁に申し入れをしたようですけれども、屋内退避になってしまったあとで、じゃあ本当にバスは外から来れるんだろうかと。それから、屋内退避の中で、もしかして地震や何かで道路の工事をしているような人たちは屋内退避になったら工事ができなくなるけれども、それはどうなんだろうと。細かいことをいろいろ考えていきますと屋内退避になった時点で本当に何もかも動かなくなるような状況が起こるのではないかと。これについては個々に問題点をきちんと挙げて、柏崎市も刈羽村も防災計画についてはバージョン2、バージョン3を用意すると言っておりますので、そのところは充分考えていただいて、少なくとも住民の被ばくが前提になるような計画でないようなことを何とか考えていただきたいなあというふうに思いました。

私は最後のほうで、すごく国の言ったことの印象的な言葉があったので、「そうか、国はそういうことか」と思ったんですけれども、どんなふうなことを言ったかという、要するに被ばくだけではないんだと。被ばくだけではなくて維持体制をつくるのが大事なんだということを国のほうの声がおっしゃいました。知事も含めて住民の被ばくを異常に気にしているような発言の中で、被ばくだけではないんだと維持体制をつくるのが大事なんだというような発言がありまして、私は住民が被ばくしないような防災の計画が示されれば、ちゃんとそれこそ維持体制ができるんじゃないかと。まずは住民が被ばくしない計画をつくるということがね、まず本当に必要であるし、大事なことなんだろうというふうに考えましたし、それをぜひ、先ほども言いましたけれども、新しく次々積み重ねていく防災計画の中では実現してほしい。もし実現不可能であるならば、住民に、こういうかたちで被ばくしますよと、安定ヨウ素剤はこういうかたちでしか飲めませんよ、というような事実をしっかりと伝えて、住民がわからないまま、なんとなく大丈夫かなあと思って逃げるのではない、事実をしっかりと伝えるようなことも、もし被ばくしないで逃げるのが無理であるなら、避難計画の説明の中でそういうことをきちんとやっていただきたいなと思いました。

それから、最後に、フィルタベントのところの手前で終わってしまったんですけれども、私がひとつ、楽しみという言い方は変ですけれども、どうなるんだろうと思っていたのについては、ベントをするときには東京電力は昨年8月の説明会のおりに、ベントに先立って確実に通報連絡を行いますよ、ということは言いました。それは、確かに今回の訓練でも、6時10分に、そうですよという話しはありました。説明会ではそれに伴って、避難の状況、気象条件等を考慮してしますと、ベントをやる際には、避難の状況、気象条件等を考慮しますという説明を付け加えていらっしゃいました。それが、本当に訓練の中でどういうふうになるのかなというのを、実はそこも聞きたいと思ひまして最後までそこに居たんですけれども、ちょうど今回の計画、避難訓練がその手前で終わったかたちなのが原因だと思いますが、そのへんのところの確認ができませんでした。実際には東京電力がフィルタベントを実施するときには、避難の状況とか、気象条件等をどういうふうに考慮して、どれだけの余裕を持って示されるのかなということは非常に気になりました。以上、少し取

りこぼしもあるような気もしますがとりあえず終わります。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。はい。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

今の高桑さんのいろいろな問題提起の中で、今回の訓練で国側の、県側に対する対応として主に対応したのは、本庁から来た山本審議官、それと私、山崎で主に対応させてもらっております。「被ばくだけではなく避難維持体制をつくるのが大事なのか」という発言というのは山本も私もしておりませんし、どのようなことでこのようなことを言われているのかということについては、もうちょっと詳細にご説明をいただければと思うんですけれども。

◎高桑委員

聞きながらのメモですけれども、知事が5 kmから30 kmのところで屋内退避というけれども、出入りはいろいろあるんじゃないかと。避難所に行くこともあるし、避難所を屋内退避扱いにするのか、外の出入りは続くと思うが研究が必要なんじゃないかというようなことを話している時に、山本さんなののでしょうか、「被ばくだけでなく、維持体制をつくるのが大事だ」というようにおっしゃったんですよ。それは私のメモですので、そちらでそう言った覚えがないと言われればそれは、それ以上、録音しているわけではありませんので仕方ないと思っておりますが、そういうような発言があったというふうに、私は聞かなければメモしなかったんじゃないかと思いますが、もしそれが間違いであるならば、埒のあかないことですが私のメモではそういうことがあって、それはとても私にとっては「何なんだろう」というふうに思った言葉でした。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

おそらくそのような主旨ではなくて、5 kmから30 kmの避難所が維持運営できるような環境を構築することが大事だということの主旨で言われたのではないかなど私は思うんですが。避難所が避難所として運営できるような体制を確保するほうが大事なんじゃないんですかということと言われたとは、私であればそういうふうにお答えさせてもらいますけれども。被ばくといわれても、その時間帯は放出にはまだ至っていない話しですよ、訓練上はですね。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ちょっと補足させていただきますと、当時のやりとりとして、知事のほう、県のほうから、避難所に行ったときの人の屋内退避ができないじゃないかと、トイレも屋外になるわけだし、屋内退避できないじゃないかという話しがあったわけなんですけれども、それについてはきちんと計画を立ててそれが屋内退避をできるような体制を、屋内退避が維持できるようなことを具体的な避難計画として計画を立てていくことが重要じゃないでしょうかという主旨の発言を国からはさせていただいているということでございます。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。私も発電所の緊急時対策本部の本部長として今回の訓練に参加をさせていただきました。今、ご質問のありましたベントの時どうし

てたのか、というお話しでございますけれども、今回安全対策がなく炉心損傷に対応ができない想定でベントを余儀なくされました。その中で今回の場合、オフサイトセンターから、まずは刈羽村の避難が終わったと、それから暫くしましてから柏崎市の5 km圏内の避難が終わったという情報が入ってまいりました。その後、炉心の状況、格納容器の圧力を見まして、風向き、本当にあの日吹いていた風向きを見ながらいつ頃ベントするのかという判断をしておりました。ちょうど海側に吹いていましたので、じゃあこれだったら夕方にベントを実施しようと調整しておりました。色々なケースで今後も学んでまいりたいと思います。

◎新野議長

じゃあ、前田さん。

◎前田委員

前田です。私は椎谷の町内会のほうへ取材をさせていただきまして、状況を見させていただきました。正直言いますと、県の訓練の内容からすると今回の訓練はある意味、図上訓練の延長線上なんだなあというふうに思っていました。

ただ結果からいうと、その直前に他府県で行われた防災訓練等で天候が荒れたために事前に予定されていた避難ができなかったというような事例もありましたけれども、柏崎の場合、あの日だけ非常に天気が良くて順調すぎるほど順調にいったんだなあという印象を持ちました。ただ、それでも先ほど佐藤副会長から話がありましたけれども、非常に地元の皆さんは整然と避難はされていたんですけれども、それに向けての準備が大変だったんだなあというのは正直、ひしひしと見ても思いました。やはり、柏崎のどこの地域でもそうですけれども、先ほども何回もおっしゃっていましたが椎谷地域50軒くらいしかないわけです。それでもそうなんですよ。もし本当にこういう緊急事態が起こったときに対応できるかということになろうかと思えます。

先ほど佐藤副会長からもお話しがありましたけれども、まさに事前の準備、できることはやっておかないとうまく避難できないわけです。これは改めていうまでもないことだと思うんですけれども、やはりそのためには、個々のプライバシーの問題はさておき、個々のご家庭の状況とか個人の状況、それから行った先での対応の仕方等を事前に住民がよくわかっていないとまごつくんだらうなというのを正直、見させてもらって思いました。

ですので、訓練計画の実効性を保つためには、そういう住民サイドの事前の取り組み、実際起こってしまった場合には正直言って100倍の人間が移動するわけですから、うまくいくかどうか、これはわからないと思うんですけれども、地元がこういうことが有り得るんだという危機感を忘れないようにする意味でも訓練は必要だなあと思いますし、他の5 km圏内の皆さんもぜひ全部やってもらわないと、何となく不安な中でいるようなことでは困るなあというのが実感でした。

それともう1件。東京電力の中のけが人の搬送訓練も見学させていただきました。実は私、この搬送訓練の見学は3回目なんですけれども、3回前と何ら変わっていないというのがちょっとがっかりしたところでした。正直言いますと。で結論から言いますと搬送する人間も1名ですし、来る救急車も1台なんです。ただ3.

11を見てもわかるとおり、今後はもっと何かこう、違う搬送の仕方もやっておいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

◎新野議長

あの、実際にご覧になった方のご意見をずいぶん伺ったんですが、お聞きになっている中でも、報道とか、常日頃思っていることがあるのかも知れないので、そのへんで時間はないんですが、ぜひご意見があったら。

今の佐藤さんのご意見や高桑さんのご意見や、前田さんのご意見を踏まえてでもいいですけど、何かございますか。

防災は最終章として「知っておきたいこと、知るべきこと」ということが最後に皆さんとお話し合いができるかと思っていて、もう1回チャンスはあるんですが、今日ここでおっしゃっていただけることがあれば。はい。お願いします。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

東京電力の伊藤でございます。先ほど佐藤副会長から事後の対策の話しを事例で出していただきました。おっしゃるとおり未だに大変多くの方が避難を続けておられると。もともとの住んでおられたところに帰れないという実態があること、それは本当に申し訳ないことだと思っております。

当時、確かに石崎がそういうお話をしたのかも知れませんが。全員が帰れるようにと。実態がなかなか伴っていないという現実がございますけれども、私ども今、とにかく福島の復興、お帰りいただける方がひとりでも多くなるようにということで、例えば、避難解除が近づいたところのお宅の中の整理といいますか、あるいは除染なんかの人をかなり出しておまして、復興支援活動ということで、これはあの福島周辺だけではなくて全国、全店から10万人の人間、累積なんですけれどもそういった活動をしてございます。

除染についても環境省さんがやるところと、それから各市町村がやる除染と2つに分かれておるんですけれども、これも直近で7万人、累計で7万人くらいの人を出しているような活動をしてございます。ただ、なかなかお一人お一人の事情があってお帰りいただけないという方もおいでなのは事実でございます。

ただできるだけのことはこれからもやっていきたいということで、これは事故を起こした当事者としての責任だと思っておりますので、できるだけのことはやっていきたいというふうに思っております。

あの、実績が伴っていないと、帰る方が思ったほど、石崎が言ったようになっていないということについては、これは申し訳ないことだと思っております。以上でございます。

◎新野議長

はい。

◎高橋（優）委員

先ほどの佐藤委員の発言に関連して。私は除染と賠償という大きな問題がありますが、賠償に限ってお話させていただきたいと思うんです。高橋といいますけれども。

昨年の10月、参議院経済産業委員会において、東京電力の廣瀬直己社長さんは

委員の質問に答えまして、当時「現在も毎時1000万ベクレルのセシウムの追加的放出が認められる」と答えている一方で、海洋にはどうかというと「地下水の汚染などによって最大で1日あたり200億ベクレルのセシウムが放出されているとみている」と答えているんです。つまり事故は収束していないということを言っているわけなんです。福島原発からずっと放出されているこの放射能は当然のことながら、福島県民や北関東、あるいは全国を汚染されているというのは容易に推測できます。事故以来に、放射能の総放出量は去年の9月にユウサンカの研究機関の調査報告が出ているんですが、それによればセシウム137で1986年の4月のチェルノブイリ事故の2.5倍から3倍になっているんじゃないかとも言われています。その総量は1963年の核実験が最盛期だった頃の放射能を上回っているんじゃないかといわれています。だから先ほども出ましたように、福島県民の12万人を越える放射能被害者が帰還できないというのは当然のことだと思うんですよ。私が問題にするのは、帰還優先の避難指示解除が押し付けられていることではないのかと、このことを私は問題にしたいんです。

例えば、事故に伴って避難を余儀なくされた11市、町、村は、警戒区域は空間線量に基づいて去年の8月、3つの区域に再編されているのは皆さんご存知だと思います。例えば4年以上帰れない帰還困難区域、この空間線量の基準は50～100ミリシーベルトですよ。とても住めたものじゃないでしょう。住めるには10年以上かかるんじゃないですか。

4年以内の帰還が見通せる居住制限区域。この基準値は20～50ミリシーベルト。3つ目が早期の帰還が見込まれる避難指示解除準備区域が10～20ですよ。帰れない地域じゃないですか。

この警戒区域からの避難者は全体で先ほどの数字が佐藤委員から出ましたが、8万3900人。再編されたそれぞれの区域に居住していた人口は、例えば帰還困難区域に2万5280人。居住制限区域では、2万4620人。避難指示解除準備区域には3万4000人。

4月1日、東電福島原発から20kmにある、新聞にも報道されました田村市都路の避難指示が解除されて、この地域の多くの人たちが避難生活を送っていた船引町の仮設住宅は、こういう線引きがされたおかげで来年3月に仮設住宅を閉鎖されてしまうんですよ。これらに伴って8月には一人当たり月10万円の損害賠償が打ち切られたんですよ。生活の不安がものすごいものだと思います。

さらに、原子力損害賠償審査会は帰還困難区域の住民だけに一括賠償として、一人700万円。この呼び名がすごいんですね。「故郷喪失慰謝料」というんだそうです。故郷喪失慰謝料が700万円。これで終わりなんです。

しかし、放射線量の空間線量は境界線を越えたからといってきちんとなるわけじゃないですよ。そういうある時点での単純な線量に基づく区域の線引きで、そういう賠償の金額が変わってくる、帰れない人がいる。こうなっているわけですよ。

仮に今、お話があったように、たとえ帰還しても荒れ放題の自宅で生活ができるのか、私はものすごい不安があると思うんですよ。深刻な不安にさらされ続けているというのが実態ではないんでしょうか。3年9ヶ月が過ぎてもね、ほとんど変わ

っていない。時間の早さと、未だ解決されない問題の中で前向きに生きようとして、もがく被災者の姿に私は寄り添って支援を続けていきたいというふうに思っています。

◎新野議長

高橋さんの今おっしゃりたかったのは、戻ることばかりじゃなくて別の方法も、というようなご意見ですか。

◎高橋（優）委員

帰還優先の避難解除を簡単にしないでほしいと。

◎新野議長

ということが最大なんですね。

◎佐藤委員

すみません。口火を切って言ったものですから、ついでに。今、伊藤さんがおっしゃったことに反論するわけじゃないんですが、もともと帰ることができないような状況に今も置かれているし、皆さん、東京電力の社員の皆さんも努力をしたり、除染をしたりしても、産業基盤が破壊されたり、生活基盤が破壊されたり、仕事をしたくても仕事もないというような状況の中で、線引きだけを変えて、どうぞお帰りくださいと言われても、病院もない、スーパーもない、そんなところにいったいどうやって暮らせばいいんだというような、そういう状況に追い込まれるんだと思うんです。元々そういう考え方ではなくて、どこかに双葉郡の町をすべて移動させてしまって、そこに新たなものをつくるようなことをしなければ、とてもじゃないけど住民は安心して暮らせないという、そういうことになるんじゃないかなと思います。

ですから、そもそも、ボタンが最初から掛け違っていたと。帰られます、帰られますとってダラダラと引き延ばされた。ただ残念なことに福島県はきっとそこから人間がいなくなってもらおうと困るという発想があってですね、そういう点ではまた違った考え方が県なんかにはあるんだろうと思う。

一番問題なのは、国が指導性を発揮して、仙台平野の真ん中に双葉郡全部を移動させて新たな町をつくるとか、そういう勇気がなきゃ原発なんてつくってもらっても困るという、そういうふうな思いがあるから福島の人たちはすべて廃炉にしてくれというふうなそういう意見に傾いているんだろうと思うし、少なくともそこを参考にしたとしたら、この次もしそうなった時には福島と同じことをやるのか、やらないのかというのはやはりきちんとしてもらわないと、本当は周辺住民というのは、なかなか安心して原発を受け入れますということにはならんんじゃないかなあというふうに思います。

そういうふうなことをちゃんと考えてもらうことが事後対策の一番大きな問題だろうと思うし、前に福島へ行った時に、3、40年住んだところかな、全部補償して百何十万とか。それもひどい話なんで、火災保険みたいに、新しいものを再取得するようなかたちで補償しなかったら、どこかへ行って家を建てるなどということにならんわけですから。それも当事者がなんか、被害者が問題があつてそういう被害にあったわけじゃなくて、まったく関係なく思いもよらなかつた被害、例えば3

0 km圏、5 km圏を越えて30 km圏というのはまったく関係ないと思っていた人たちがそういう思いにさらされているということについては非常に気の毒な問題だと思うし、それをちゃんと手当てをするというのが補償なんだろうと思うんですが、そういうことを野ざらしにしておいて、放射線量だけ下がったから、それも20ミリまではどうぞお帰りくださいみたいな話しになっているとすると、原子力発電所の放射線管理区域より高いところに人間住んでくださいみたいな話しになっているのは非常に問題のあるところだろうなと思います。

それは私たちのところに置き換えてみたとしても、将来起きないことを願っていますけども、そういうことがもしあったとすれば、同じ道を歩まなきゃならんのかという点では、非常に問題があるところなんじゃないかと思います。すみません、まとまらない話で。

◎高橋（武）委員

はい、高橋です。よろしくお願ひいたします。

高橋さんの発言に対して、引っかかる点というか、私なりのちょっと、私も友人というか、話しから代弁させてもらうんですが。青年会議所の仲間でフェイスブックというものを通じて、20ミリというものが確かに危険だというふうにわかっているんですよ。だけど、その若手の彼は経営者なんですよ。彼は自分が戻らなければ社員も戻ってこないし、家族も戻ってこない。だから彼は一生懸命、自分は危険かもしれない、かもしれないけど彼は戻って会社をやるんだというふうに言っている友人がいます。そんな中で今これはただの一例でございますし、危険だと思う方もいると思うんですが、ただ賠償という話しはこの場で議論はあんまり、地域の会で私、正直したくないし、したくも聞きたくもないと思っているひとりなんです。私たちは賠償される側でもないですし、当事者でもないですし、人づての話をここでするのがやっぱり、本当はしたくないというところなんですよ。

個々に補償とか賠償という問題は福島でやっているとは思いますが、やはり非常に個々というか個人個人いろんな考え方を持っている方で、いろいろケースバイケースがあって大変なんじゃないかなというふうに私感じております。

賠償、起きたことに対しての私たちが今予測して議論するというのはちょっと。

私は、この地域の会での議論としてはあんまりしたくないという意見です。はい。

◎桑原委員

桑原でございます。2番と3番とちょっと入り乱れるんですが、3番の原子力防災訓練について、今回はブラインド訓練ということで、それをすることによっていろんな問題点を出して、次の対策にあてるんだというふうなことで当初聞いておりましたけれども、やはり我々、住民の立場とすると原子力災害と津波とはちょっと違うんですが、福島の津波がやはり幼稚園とか小学校で本当に山のほうに避難するという反復の練習を日頃からやっていて、その、もう身体にしみ付いてそうなったんだというようなことから考えますと、やはりブラインドじゃなくてオープンにして住民は何かあったときにはこういうかたちでやるんだというものを、訓練を重ねたほうがよりやはり実効性があるものになるんじゃないかということがまずひとつ。

それから、事後の賠償等の問題ですが、高橋さんがいわれてるようにこの場の議

論としては難しい話で、我々がするような中身なのかなというのは感じておりますが、ただ前田委員さんがこの間質問された回答の中で、資源エネルギー庁さんの原子力損害の賠償に関する法律というもののの中に、事業者が責任を担保できない、オーバーするようなものについては国が補償しているんだよというような、書き方になっているんですが、我々住民とすると現在の法律の中ではどこまでどういう賠償をするということになっていて、それが今福島の問題が、どこに問題があって、新しい考え方がどういうふうに出てくるのかというような、そのへんの具体的なものが、大まかな法律のくくりじゃなくてやはり知りたいというのが現実です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。はい。

◎川口委員

3番でいいんですよ。はい。当日は天気も良くて外にいて、私は自宅のところで広報を聞いていたんですけど、実際に聞き耳を立てたのに、何をしゃべっているのか聞き取れなかったというのが現実でした。

実際問題、防災無線が聞き取れないというのは、本当にあの日は条件が良い日なのに聞き取れないのは大変問題なので、やっぱりそのへんはもうちょっと工夫をして検討してもらいたいし、どこをどう話すかということをもっと要点をちゃんと言うということを工夫して日頃から訓練していただきたいなと思いました。

◎徳永委員

徳永です。防災訓練のことですが、先ほど県からペーパーがきた部分で感想といいますか、確認をしたいと思います。参加者数は1500人のうち住民が260人程度という発言がありました。佐藤さんとか前田さんが言われるとおり、この程度だとやっぱり行政さんの訓練かなあという気がします。7コミセンあるといわれましたよね、あと6つあるわけですが、感想からすれば年に1回じゃなくて、年に複数回やるとかして、とにもかくにも残り6つですかね、早めに経験していただくと、それも二人が言うように繰り返しさなければならぬので、というまずは参加者数についてはそういう気がしました。

訓練で目新しいことをいくつか言われた中で、AM放送というのがありました。以前、この会で私が申し上げたのを採用していただきまして大変ありがとうございました。たまたまですね、その日、百姓仕事で軽トラに乗ってましたのでこれは聞きました。聞いていましたので、なるほどと思いました。

それから確認は、先ほどの発言だと、現地本部。この本部長が西村副大臣といわれました。ということは中央ですが、副本部長はどなたですか。と、いいますのは、一番大事な権限のある方が遥か彼方から来るのは、まあ訓練だから出来たんでしょうけど、福島もそうであったように、いざ鎌倉という時にそういう立場の人が必要なんだろうけども果たして現実にどうかなという気がします。ですから例えば副本部長が新潟に住んでいるのであればいいんですけど、少し気になりました。確認といいますか、以上です。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、ありがとうございます。当日の訓練の中では実は、すみません。副本部長

といたしますか、役といたしますか、その設定はなくて実際の、国が非常災害時に地元といたしますか被災地まで来て非常災害の現地対策本部を設置するときには副本部長、今回は現地本部長として被災地、新潟まで来てますんで、今度は副本部長は東京のほうでという、そういう考え方になっておりますけれども、今回の訓練上、副本部長の出番とか、東京で待機していたとか、何かをしたというのはございませんでした。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、よろしいですか。規制庁ですけれども。

今お訊ねの、自然防災の現地対策本部長として副大臣が赴任ということで、現地の本部は副大臣がヘッドで立てますけれども、国の災害対策本部は東京に立ちますので、東京で本部が立つときは、総理大臣がヘッド、というかたちで関係閣僚が入ってというかたち。国の自然災害対策本部というのが立ち上がります。その部分で全体のハンドリングは行うんですけれども、現地の情報をきちんとハンドリングして、現地の自治体などの要望をきちんと把握するために現地に副大臣を派遣して、現地対策本部、国の現地の対策本部というのを立てるとというのが国の防災対策の建て付けになっています。

◎徳永委員

はい、わかりました。テレビ会議システムとか使っているんだから間違いはないとは思いますが、何かかたちだけかなあというような印象が残りました。

◎新野議長

竹内さん、はい。

◎竹内委員

竹内です。ちょっとまず東京電力さんに今回の防災訓練の前提として、事故が起きた想定なんですけど、ちょっとこの間うわさ話だかなんかで、今回、東京電力さんの設備に安全対策をする以前の装備で挑んだということをお聞きしたんですが、これは本当なんでしょうか。

◎横村所長（東京電力）

はい、そういう前提でやるということでしたので、そういう前提でやりました。

◎竹内委員

ありがとうございます。その前提はどういった、どこから指示があったのかということをお聞きしたいんですが。というか、どういった意図でそうされたのかをちょっとお聞きしたいのですが。わかりますでしょうか。

◎横村所長（東京電力）

これはちょっと新潟県さんにお答えいただければと思います。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

今回の原子力防災訓練の中では、災害の想定が自然災害については中越沖地震で、オンサイトの想定については福島第一原発事故想定ということで、今時点のといたしますか、何年か前の設定ということで地震、あるいは福島の原子力発電所事故ということで想定されていまして、そのベースで考えさせていただいてそのようにさせていただいたところでございます。

◎竹内委員

ありがとうございます。せっかくやるのに、せっかく事故後に東京電力さんに何度か見学に行かせていただいたけど、相当な設備をされているわけで、なんていうのかな、今回も8時間でベントする想定で皆さん動いていたんでしょか。実際8時間とか6時間とかいう話も出てきているかとも思うんですが、先ほど佐藤さんのお話にもありましたけれど、もう少しきめ細かな、本当に住民が避難できる計画、実施手段を今回シミュレーションしなければならなかったのかという、だろうというところに立つとちょっと意味がわからない。なぜ1Fの想定でシミュレーションをしたのだろうと。住民としてはせっかく貴重な機会なんで、ぜひ今の設備で、現存する設備で、まあどのくらい持つのかと、どのくらい我々に余裕が与えられて、その中で本当に佐藤さんが言われていたような家族全員が避難しているのか、この場所にいるのかを確認する時間だとか、そういう手続きをもう少しきめ細かくシミュレーションする必要があるんじゃないかならうかと思いました。以上です。

◎石坂委員

はい、石坂です。今、竹内委員の意見と同じようなことなんですが、先ほどどなたかのご意見の中にもありましたけれども、一番最初の訓練ということで、一番考えられないような一番シビアな想定でやったというようなふうに思っているのかなというふうにも思いましたけれども、ただ先ほど桑原さんが言われたように必ずこういった訓練というのは反復というのが絶対に不可欠だと思うので、今後の訓練の予定とか、そういったもののスケジュールみたいなものも考えていただきたい、お示しいただきたいというふうに思いますし、また実際今回の訓練というのは、本来起こり得るべきかたちではないような非常に短い時間での放出ということでありますので、確かに今言われたように、佐藤さんの中にもありましたけれども、住民からしてみたらやっぱり安否確認をしてきちんと逃がすということは一番やらなきゃならないことなんですが、それが、その作業自体が犠牲になったというか、それができないまま終わってしまったということで、結局ふたを開けて最終的に振り返ってみると何にもできないじゃないかということを確認するためにやったのかなというふうにするら思ってしまうというような訓練だと思います。

またこの以降の反復というか何回か行う訓練では、それは本当にもっと現実的な一番起こり得る可能性の高いシミュレーションでやるべきだと思います。

こういうことを繰り返しているとやはり参加する住民のモチベーションがどんどん下がるばかりではないかなというふうに思っています。

◎新野議長

武本さん、はい。

◎武本（和）委員

あの、私がこれから言うのはどっちがいいとかいう話しじゃないんですが、今日の議論の中で高橋さん、両方とも高橋さんですが、線量の話が出ました。年間で50ミリ、それから20ミリ。そういう枠組みもありましたが、年間20ミリがいかに大きいかというのを資料をちゃんとあたってこないで悪いんだけど、原発の運転管理年報というのが出されています。これはたぶん国が監修しているんだと思

うんですが、その中に、各原発の作業員、これの被ばくの実績が発電所ごとに出ているんです。実は20ミリを超えるのは、私は最近のものは見ていませんけれども、福島事故以前、全国で一桁なんです。というよりも20ミリを超えると配置換えになって、原発の作業はしない、こういう運用がされているんです。

もし、私の認識が間違っていたらここで訂正してもらって、正確な、というか20ミリで良いか悪いかという議論になっているから言うんですが、20ミリというのは、今言ったように原発の作業員です。仕事をして給料をもらう人でさえ年間20ミリが上限だということを共通認識にしたうえで、一般住民がどれくらいの線量を強いられているのかというこういう議論をしなければならないと思います。

それでいいという議論を私は否定しているわけではないけれども、そういうことが共通の認識の上で議論しなければならない課題ではないかということをお願いなんです。ともかく、ほとんどの人が一桁で、トータルの平均は1ミリになっていなかったというふうに認識しています。全国で0.5とかが、原発作業員の年間被ばく量だという私の認識があります。これは事実として、資料に基づいて20ミリで帰すなんていうのは非常におかしな政策だというふうに思います。

国は20ミリだということを認めたかどうかわかりませんが目標は1ミリということも同時に言っているわけです。そういう中で一般住民を20ミリで帰すなんていうのは私個人としてはおかしいと思いますが、そういう政策決定をするんだったらそのことをきちんと説明したうえで議論しなきゃならぬだろうと、そういうことを言いたいと思います。

ともかく原発の作業員、私の記憶では年間8万人くらいいて、その中で20ミリになると配置換えになってもう原発の仕事はしないんだ、そういう人が統計上は年間一桁の数しか全国でいないんだ。こういうところに一般住民を帰すなんていう計画はそもそもおかしいんだと私は思いますし、そういう数字を前提にした上で議論しないと地域で20ミリでいいんだみたいな話しになるとまずいと思って、ともかく年間の被ばく線量のことだけ発言したいと思います。

◎高橋（武）委員

高橋です。私はその数値とかは正直いうとわからないんですが、この間の細田博之さんの発言じゃないですけども、バックグラウンドがない人同士が話しても私はしようがないと思っているんです。ただ武本さんが心配される20ミリ以下とか数値とかというのは確かに心配されるのは非常にお気持ち的にはわかるんですが、たぶん国の厚生労働省は、国の本当に霞ヶ町の頭のいい方というんですかね、本当の専門の方が考えて数値を出していると思うので、国を信じるしか一般的な感覚はないと私は思うんですよね。ただそこの周知徹底の仕方が、国民に対してやはりもっとわかりやすくとか、そういうふうな努力は必要かなと思うんですよね。

ただ、そこは解りやすく説明したとしても、やはり住民というものはそれでも心配な人はいるのは実情だと思いますので、それでしかないのかなという感想なんです。はい。

◎新野議長

はい、じゃあ前田さん。

◎前田委員

はい、今のお話を聞いていて確かにそのとおりだと思うんですけど、もうひとつ考えると、逆の言い方をすると、例えばこれが10分の1になったら住民はもういいんだと、帰ってもいいんだということでもないでしょう。

私が思うのは、20ミリになったからいいよと国が言ったけれども、帰らない人もいるということがあるわけですよ。なのでやはり、帰ったほうがいいのか、帰らないで生活再建したほうがいいのか、いろんな考えの方がいらっしゃると思うんですけど両方に対処しないとダメだと思うんですね。結論からいうと。もし自分がその立場になったら、何を考えるかわからないので。申し上げたいんですけど、基準も大事だし何も大事だけどやはり周辺住民の立場からすると、福島程度の補償しかないんだよといわれれば、たぶん柏崎の人たちは、「え、そんなものなの、全然地域にとってプラスなんかないじゃん、マイナスばかりだよ、何かあったら」ということにならないかなというのが私心配ですし、私自身は700万円ですか、上限が。それだったらたぶん生活再建なんかできないですから、どこにも行きようがないし。かといって、今おっしゃったように20ミリシーベルトという中にもし戻れといわれたら、自分はいいけど子ども達はちょっとなあというふうには思うだろうし、ですので現実には余計に住民の人たちが判断し兼ねているというところが問題なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

◎高橋（優）委員

前田さんの意見は私も支持するところがあるんですが、やはり、しきい値をつくってしまうから不安になるんで混乱も生じるんだと思います。それと20ミリシーベルトといいますけど、働く方と住民というのはまた違うのかもわかりませんが、1ミリシーベルトというのがどれくらい強い放射線なのかということをお我々ももっと認識すべきだと思います。だからこの今日のテーマの中で運営委員会の人も含めて除染だとか賠償と決めたわけですから、私はこれから大いに発展的な建設的な意見が出るというのはいいことだなあと、私はそれに貢献しているつもりだと思っていますけれど。

◎新野議長

はい。

◎高桑委員

刈羽村と柏崎市、県も含まれるんですけど。質問したいんですけども。

防災計画の中に避難後のことについての対応といいますか、例えば、長期に帰れない場合はこういうふうにとか、そういう避難後の対応についてのものを含んだ計画ということはあるのでしょうか。避難後、今の福島のことを思えばいろんな問題が出てきているわけですけども、そういうことを踏まえたうえで避難はこうやって避難します、こうです、という最後のほうに避難後もし長期間帰れない場合にはこうですとか、あるいは1ミリシーベルトということが一般的に言われているから、それになるまではこうしますとかという、いろいろ細かいことになるといろいろ出てくるのかも知れませんが、避難後についてのことに、何か触れるというようなことはありえないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

◎内山危機管理監（柏崎市）

柏崎市の内山でございしますが、今ほどの質問でございすけれども、今まさにバージョン1が出来て、これからまだまだ前途多難なバージョン2、3を重ねていくことになると思うんですけれども、避難後というのは基本的に避難計画の中ではどこの地点もそうだと思うんですが見たことがないという部分ですね。それは今の段階では考えておりません。

◎高桑委員

被災には避難後というのが非常に問題が大きくて、他がやってないということは抜きにしまして、何かしらの考えの中に入れていただけないものかなあというふうには思います。要望です。

◎新野議長

あの、これは、今回のテーマはどこにもまだ書かれてないだろうという前提で、どういう意見が出るのか、出ないのかというのなんですけど、バージョン1ですし、それも途中ですし、そういうところで今福島の3年、4年近くになるところでこういう状況ですので、私たちとすると、いくらもらうとか、そういうことでなく、「そのあとの事ってやっぱり住民にとっては大事だよ、でもけっこう何も知らないよね、でもこういうことはやっぱりきちんとどこかに考えてもらわなきゃならないよね」というのがたぶんお伝えできればいいんだろうというふうに思います。それを前提にどこがどうしてくれるのか、くれないのか、ということはこの後また継続議論になっていくといいのかなと思うんですけど。

これは誰を非難するというのではなく、私たち自らのこととしてこういうことも認識しながらきちんと会話ができるようになっていくといいなというところで運営委員会の中では想定をしていますので、ということです。

今日は（2）と（3）が関連付けた中身でしたのでごちゃごちゃになりましたけれども、最後のところで、最後、佐藤副会長もおっしゃっていましたが、何をやるべきかというところが一番たぶん、どう自分たちが学ぶべきかも含めてですけれども、その辺が大事なかなと思いますので、最終章ではもっと自分たちが何ができるかも含めて皆さんと考えていきたいと思います。

今日はなんかごちゃごちゃになりましたけど、いい目出しはできていたのかなと思います。また、後日。はい、浅賀さん。

◎浅賀委員

今日の式次第を昨日見直してちょっと考えてきたんですけれども、災害直後に何が起きてどういう状況かということ、事業所も、また行政も住民、被災者に、迅速かつ正確に教えていただきたい。それが情報としてまず第一の根本だろうというふうに思います。それを避難指示を待つだけでなく、私ども自身も個々に考える力を日々付けて行きたいというのもあります。

あと、災害の大きさにもよるとは思いますけれども、生活再建というものについて簡単に考えてみましたが、何が一番大切なのか、そしてまた何が急務なのかというのはそのときの被災者、また住民の声をひとつでもふたつでもすくい取って聞き取っていただきたいという思いが強いです。

生活再建、町の復興というようなところまで考え合わせた時に10月に行きました、女川町の視察のときに考えたんですが、果たしてその町の復興の説明を受けましたけれども、また新しい駅舎も目の当たりにしてきましたけれど、これが何かちょっと違和感を覚えたわけです。果たしてここにまた、前のような生活再建といわれても生活できるのかどうか。ちょうど台風が来まして、私どもは海水を、マイクロバスで通った時にかぶりました。

ちょっとあの地盤沈下で1mも下がったというところに新たにまた生活再建といって町の復興を進めているということにも問題があります。

生活再建というのは町全体とか行政としての考えもあるとは思いますが、個々の一人ひとりの生活再建ということも考え合わせてやはり、住民の声をこういう場も大切だと思いますので聞き取っていただきたいという思いが強いです。以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

ちょっと待ってくださいね。今日は発言されなかったのは中原さんだけかな、あ、じゃあひと言だけ。

◎中原委員

中原と申します。私は今の話をずっと聞いていて、私は出身が福島の浪江町なので、やはりくるものがすごいあるんですよ、ひとつひとつ聞いていて。先ほど佐藤副会長さんが言われたように、佐藤さんの資料ですね、住民の立場から。これがやはりすべて当てはまると思うんですよ。そう思うとやっぱり4年近く経つんです。4年もなると思いますので、やはり避難者にもう少し寄り添ってほしいと思いました。

◎高橋（優）委員

お金の問題どうのこうの言われましたけれども、石原環境大臣が福島に行って「金目でしょ」と言われた時に批判があったことを想起してください。以上です。

◎新野議長

はい、わかりました。そういう意味じゃないんですけどね。では少し時間をオーバーしましたけれど。あ、すみません。加納さん、あのひと言で結構ですので。いいですか。はい、ごめんなさい。はい、ありがとうございます。

では、お時間ですので今日はこれで閉じさせていただきますけど、今日の議論がまた次に続きますのでよろしくお願いいたします。じゃあ事務局さん。

◎事務局

長時間にわたりありがとうございました。次回の定例会であります、年明けの1月14日（水）になります。午後6時半から開催いたします。会場が原子力広報センター2Fの研修室となりますのでよろしくお願いいたします。12月の運営委員会であります、12月17日（水）であります。午後6時半からになりますのでよろしくお願いいたします。

以上で第138回定例会を終了いたします。大変お疲れ様でございました。